

整理番号

95

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和 3年11月29日	支出額	85,318円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所賃料 (令和3年11月分)		

## 領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798×0,9=85,318

政務活動に使用する割合が 90%であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

95-1

普通預金(兼お借入明細)

3

摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を意味します。)</small> (円)
----	----------	----------	---

[Redacted]			
------------	--	--	--

--	--	--	--

[Redacted]			
------------	--	--	--

03-11-29 .振替	*94,798	RKS(チリヨウト)	
--------------	---------	------------	--

[Redacted]			
------------	--	--	--

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。


名義人 八子朋弘

整理番号 299


## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--------------------------	---

支出年月日	〇年 11月 29日
支出額	57,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 68000 x 0.85 )
使途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 田重夫  印

## 第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の表示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	ヶ月月 68,000円也	敷金 136,000円也 (無利息の約定)

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃賃料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3ヵ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。

第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。

第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。

1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。



9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

10条 (特約条項)

- 家賃振込先： [REDACTED] 苑
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各書通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所

白岡市小久喜 1203-1

無所属民会議白岡支部

氏名

岡重夫

印

連帯保証人

住所

氏名

印

仲介人

住所

〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1

有限会社 田口住宅

代表取締役 吉岡由隆

TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355

氏名

取引主任者

登録番号 [REDACTED]

整理番号 300

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3年11月29日	支出額	5000 × 0.9 4,500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動用車両 駐車場代金
----	---------------

**領収書等貼付欄**

無所属県民会議

店番      □座番号



無所属県民会議 白岡支部様

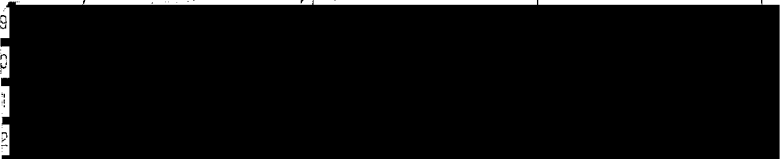
埼玉りそな銀行

普通預金通帳



RESONA

政務活動用車両 駐車場代金  
 白岡支部全体管理組合



03-11-29 | 振替      \*5,000 | SMBC(カンリヒト)

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。

※ 領収書等は裏面に貼付してください。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、高紙を貼付してください。  
 (別紙には整理番号(捺印)を付してください。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。  
但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。  
前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

第7条 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第8条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第9条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第10条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第11条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに依らず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第12条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第13条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~月~~31~~日から2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2020年12月31日~~月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。本契約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月が経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第14条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号	49
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年11月29日	支出額	149,468 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃・12月分 (事務所150000、駐車場10000、共益費3000、消費税増税分3000+75(振込料)×90%=149468)		

**領収書等貼付欄**

無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃  
 (株)横田ハウジング  
 武蔵野銀行 深谷支店 フ0216946  
 振込人名義 エハラクミコ

2021/11/29	振込手数料	75 円	
2021/11/29	NET 振込・振替	166,000 円	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室  
所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号  
賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング  
賃借人 (乙) 江原 久美子  
連帯保証人 (丙)  
敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月  
新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄  
新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円  
駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円  
賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと  
期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

## 特約事項

賃貸人(甲) 住 所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8  
氏 名 株式会社横田ハウジング  
賃借人(乙) 住 所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]  
氏 名 江原久美子  
連帯保証人(丙) 住 所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※  
口座番号NC [REDACTED] 名義 [REDACTED]

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

## 消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

・消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

・消費税率の変更時期

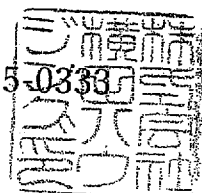
2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま  
す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0333



整理番号	139-1
------	-------

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費                      2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費                            4:要請・陳情等活動費                      5:広報費 【経常的経費】 6:人件費                      ⑦:事務所費                      8:事務費 9:資料購入・作成費                      10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2021年 11月29日	支出額	12,000 円
使 途	駐車料金(12月分)                      [15,000×80%=12,000] 株式会社東急コミュニティー		

領収書等貼付欄 別紙参照

・政務活動車商用  
 ・自宅マンションに自家用  
 車両と政務活動車両の  
 2台分駐車場を借りて  
 います。  
  
 区分所有者でない、  
 マンション駐車場を  
 借りられないため、  
 契約者は実父、  
 [REDACTED] となっています。

⑤ 金野桃子



139-2

2021年12月15日

領収書No. 43842021120001



(管理受託業務)  
株式会社 東急コミュニティー  
〒158-8509  
東京都世田谷区南町四丁目10番1号  
世田谷ビジネスセンタータワー

金野 桃子 様

埼玉県川口市本町四丁目1番8号  
川口センタービル2階

株式会社 東急コミュニティー  
第一事業部(マンション)  
北関東支店 営業チームB

# 領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

金額		¥15,000- (内、消費税等額 ¥0)					
入金日	号室	該当年月	項目名	摘要	本体金額(円)	消費税等額(円)	税込金額(円)
2021/11/29		2021/12	駐車場使用料		15,000	0	15,000
合 計					15,000	0	15,000
住 所		埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階					
お問合せ先		担当部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チームB					
		TEL 0120-011-109					
		担当者					
備 考							

【注意】  
下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの

㊤ 収入印紙

## 自動車駐車契約書

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、  
 地内駐車場内に甲の指定する自動車（以下「登録自動車」という。）を駐車するため  
 営細則（以下「運営細則」という。）に則り次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（登録自動車並びに駐車区画）

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車名 トヨタカローラスポーツ  
 車両登録番号  
 車両所有者名 桃子  
 車両使用者名 桃子  
 駐車区画

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したものとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内（全長・全幅・全高・総重量）で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

## 第2条（契約の期間）

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

## 第3条（駐車場使用料）

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円  
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで  
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

## 第4条（使用料の変更）

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相当になったときは契約期間中といえども、管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

## 第5条（甲の賠償義務）

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、地変、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

理事長

号室



# 覚書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、  
下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

## 記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払い分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8  
 名称 パークハイツ熊木  
 号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1F

氏名 金野桃子



口座名義:

無所属県民会義  
戸田支部

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
03-11-29	振替	*55,220	RKS(オムチヤ子)	
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 15-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年11月30日	支出額	74,196 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R3. 12月分		

領収書等貼付欄      無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R3. 12月分

(82,000+440) × 90% = 74,196円  
 政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40476	03-11-30	10:34
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥82,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内  
 ミツビツユー・イツ・イー  
 ヒカ・ツマツヤマ  
 普通 0272630  
 イセト-(カ様  
 登録番号 0010  
 マツサカ ヨシヒロ様

お受取人  
 ご依頼人

電話番号 [Redacted]  
 取扱番号 300104

印紙税申告納付に付浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →



15-2

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 株式会社 (以下「甲」という)と借主 松坂 善浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約書」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約書のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

名称	島海店舗 北		階層	1 階
所在地	(住所表示) 東松山市箭弓町3丁目3-13			
種類	店舗	家賃番号		
構造	木造			
面積	専有面積 (約) 12.00 坪	その他使用可能な面積 (約) 坪		
物件の所有者	(住所) [REDACTED]			
	(氏名) [REDACTED]			
使用目的	店舗			
賃料	月額 80,000 円(うち消費税 0 円)	敷金 (賃料の 3 ヶ月分)	240,000 円	
管理費	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更新時積み増し金	円	
共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金	円	
駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金	円	
付随施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	
雑費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新手数料	(総額) 11,000 円	
保険料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	保証料	(うち消費税) 1,000 円	
保証金	3.3 円当たり 0 円	預かり済み	円	
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後			
保証金の償却	借主が明渡し時に (総額) 円 (うち消費税) 円 (うち消費税) 円 (総額) 円 (借主は、借主から0.05以内の損壊しなければならぬ)			
契約期間	2024年09月01日 から 2025年09月30日 迄の3年0カ月0日間			
借主の解約権	借主の解約権は、借主が解約の申出をした日から3ヶ月の経過をもって発生する。			
借料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付随施設料の支払方法並びに支払	振込先	持参先	(住所) [REDACTED]	
期限	振込先	持参先	(氏名) [REDACTED]	
	口座名義人	委託金会社	株式会社	
	口座番号	振込金額合計 (税込料は乙の負担とする)	82,000 円	
	翌月分を毎月 28 日迄に前払 (翌月分前払) 。	但し、振込の場合は、日までに入金を確認できるものとする。		

頭書(3)	付属施設	No.	No.
その他	貸すとの鍵一覽	No.	No.
	他の鍵一覽	No.	No.
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日	ポストボックス	
頭書(4)	・本賃貸契約期間満了に際して、更新する時、借借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。		

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。  
令和5年8月30日

住所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号 さくらビル1階	貸主・甲	〒 355-0044 埼玉県東松山市大字正代179
電話番号	0493-21-1000	貸主・乙	
氏名	イゼトー株式会社 代表取締役 中村ツタ子		松坂善浩
乙の連帯保証人・丙	[REDACTED]		
(住所)	[REDACTED]	(住所)	[REDACTED]
(氏名)	[REDACTED]	(氏名)	[REDACTED]
(乙との関係)	[REDACTED]	(乙との関係)	[REDACTED]
(電話番号)	[REDACTED]	(電話番号)	[REDACTED]
(勤務先)	[REDACTED]	(勤務先)	[REDACTED]
(極度額)	[REDACTED]	(極度額)	[REDACTED]

(緊急時の連絡先)	(住所)	(電話番号)	(乙との関係)
貸主・甲	埼玉県知事 (1) 第23789号 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 イゼトー株式会社	0493-21-1000	媒介業者
貸主・乙	[REDACTED]	[REDACTED]	媒介業者
免許番号	埼玉県知事 (1) 第23789号	免許番号	[REDACTED]
主たる事務所	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	主たる事務所	[REDACTED]
商号	イゼトー株式会社	商号	[REDACTED]
代表者	中村 ツタ子	代表者	[REDACTED]
登録番号	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
事務所名	イゼトー株式会社	事務所名	[REDACTED]
所在地	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	所在地	[REDACTED]
電話	0493-21-1000	電話	[REDACTED]

整理番号 16-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3年11月30日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R3.12月分		

領収書等貼付欄    無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R3.12月分 (事務所来客者用)

11,000円×90%=9,900円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		**	
取扱店	お取引日	時刻	
40476	03-11-30	10:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C 認証 (使 買)
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

おサイタマリツナ  
受取人 ヒカマツマツヤマ  
普通 4502906  
か) サツアイトウサツ様  
登録番号 0003  
マツサカ ヨツヒロ様

電話番号 [REDACTED]  
取扱番号 300018

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

16-2

### 駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 [ ] (以下「甲」という。)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

#### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示 名称	東松山市箭弓町1丁目5251-1	指定場所 No.	[ ]
車種・車名型式	登録番号		

#### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

#### 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ月間
------	------------------------------

#### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円
支払期限: 毎月末日までに	当月分・翌月分を支払う

#### 支払方法

金融機関	[ ]
口座振替 口座番号	[ ] No. [ ]
振込み 口座名義人	[ ]
TEL:	[ ]

※振込による手数料は借主の負担とする

#### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主 氏名	[ ]
住所	[ ]

#### 管理業者

管理業者 番号又は名称	株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118

#### 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号

登録番号	国土交通大臣( )第 [ ] 号
------	------------------

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号  
※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

#### 所有者

所有者 氏名	[ ]
住所	[ ]

#### 頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人 氏名	[ ]
住所	[ ]
保証額	円

※印は表示

駐車場使用契約書14'20.03

#### 頭書(7) 更新に関する事項

更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別) を仲介業者へ支払うものとする。

#### 頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月3日

《代理人》

甲・貸主 氏名	[ ]	株式会社三愛不動産
住所	[ ]	東松山市箭弓町一丁目11番4号
商号		TEL
乙・借主 (法人の場合)	代表者名	印
住所		
乙・借主 (個人の場合)	氏名	松坂喜浩 TEL 0493-34-3704
住所		東松山市大字正代1179
丙 連帯保証人	氏名	[ ] 印 TEL
住所		
保証額		円
宅地建物 取引業者	商号(名称)	株式会社三愛不動産 代表者 代表取締役 水谷幸太郎
	事務所所在地・TEL	東松山市箭弓町一丁目11番4号 0493-22-8118
	免許証番号	埼玉県知事 (6) 第 17553 号
宅地建物 取引士	氏名	[ ] 登録番号 [ ]
	業務に従事する事務所名	株式会社三愛不動産
	事務所所在地	東松山市箭弓町一丁目11番4号 0493-22-8118
	TEL	

※印は表示

駐車場使用契約書24'20.03

整理番号 17-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年11月30日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R3.12月分		

**領収書等貼付欄**      **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R3.12月分 (事務所員用)

8,000円 × 2台分 = 16,000円

16,000円 × 90% = 14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
40476	03-11-30	10:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬 貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

登録番号 0007  
マツサカ ヨシヒロ様

電話番号 [REDACTED]  
取扱番号 300002

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →



整理番号 202

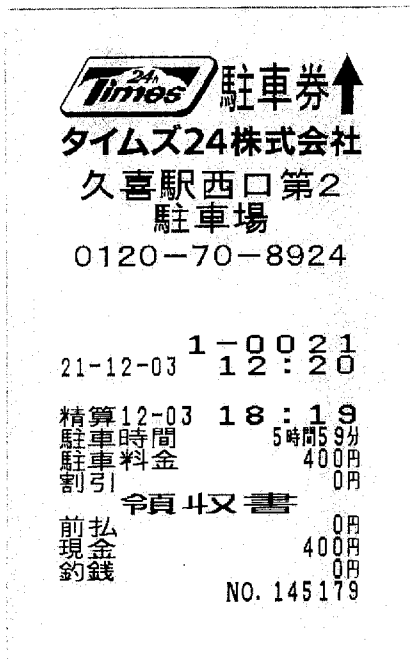
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    7:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	2021年12月3日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	寫真料金(事務所用)
----	------------

領収書等貼付欄



⑤ 無所属県民会議 久喜支部

ないこと。  
が足りない場合は、別紙を使用すること。  
(枝番)を付すこと。)

400x0.9=360  
政務活動費に使用可360円  
9/102あすため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 153-1


# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費                      2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費                              4:要請・陳情等活動費                      5:広報費 【経常的経費】 6:人件費                      7:事務所費                      8:事務費 9:資料購入・作成費                      10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2021年12月6日
支出額	11,552 円 13,200 + 390 (保証料) = 13,590 (按分した場合の積算方法 13,590 × 85% = 11,552 )
使途	駐車場料金事務所来客用(12月分)
支出先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名                      金野桃子                      

**EPOS ご利用代金明細書**

金野 桃子 様

いつもエポスカードをご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用いただきましたカードのご利用明細を下記の通りご案内申し上げます。

明細作成日	2021年11月10日	明細書ページ数	01ページ目
-------	-------------	---------	--------

MARUI GROUP  
株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2  
登録番号 関東財務局長(6)第01386号  
お問い合わせはエポスカスタマーセンターまで (受付時間9:30~18:00)  
東京 03-3383-0101 大阪 06-6630-0101

**■ 今回のご請求額**

お支払日	2021年12月04日(お引落し日2021年12月08日)
お支払金額合計	13,590円

＜口座引落しの方へ＞金融機関が休業の場合は、お引落し日は翌営業日になります。

・口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までにお願います。

カード種別	エポスカード VISA
金融機関名	三菱UFJ銀行
支店名	
口座番号	
口座名義	コンノ モモコ 様

※上記「お支払口座」はエポスカードの登録内容を表示しております。  
※金融機関の手続きの都合等により、上記口座からお引落しできない場合があります。

**ご利用明細**

★ショッピングの1回・2回・ボーナス一括払い、キャッシングの1回ご利用分を「リボ払い」に変更いただけます。【リボ変更締切日：11月29日】  
※リボ変更によりリボ・分割・ボーナス払いのご利用残高がご利用可能枠を超える場合は変更いただけませんのでご注意ください。

ご利用日	ご利用先など <small>※マルイご利用分は購入時の代表商品を表示しています</small>	ご利用明細		今回のお支払明細		備考	リボ 分割	備考
		ご利用金額(円)	回数	回数	お支払金額(円)			
	＜その他ご利用分・手数料等＞							
21 11 10	12月分家賃等	13,200	1回	1	13,200			
21 11 10	12月分保証料	390	1回	1	390			
		今回のお支払合計金額(円)		13,590円				

- ・ショッピングのリボ払いの「弁済金」、分割払いの「分割支払金」は、本書面では「お支払金額」と記載しています。
- ・ショッピングのリボ払いの「現金販売(提供)価格」、分割払いの「支払総額」は、本書面では「ご利用金額」と記載しています。
- ・ショッピング分割払いの場合、記載金額に分割払い手数料を含みます。
- 【ご利用日】ご利用締め日(お支払日の前月同日)までに到着した売上表および現在お支払い中のご契約のご利用日です。
- 【今回回数】何回目のお支払かを表示します。
- 【摘要】ボーナス払いのお支払予定月やリボ払いの元利内訳、海外利用の場合の現地通貨額/換算レートなどを表示します。(上段:現地通貨ご利用額、下段:換算レート)  
※為替相場により、現地通貨額・通貨レートを表示できない場合もございます。
- 【リボ・分割】◎=リボ変更済みです。●=増額引落し申請を承りました。▲=分割変更済みです。
- 【備考】◇=優待割引適用分です。□=VISA加盟店利用の取消による金額変更分です。◆=いつでもリボで承りましたがリボ・分割・ボーナス払いのご利用可能枠を超えたため、1回払いのご利用になります。△=コンビニ・郵便局(後払い)でご利用後、エポスカードでのお取扱いに変更させていただきました分です(リボ変更対象外)  
▽=バーチャルカードご利用分です。

1回払いのご利用等を除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いを停止できる場合があります。



# 駐車場使用更新契約書

【賃借人用】

2007001901-P0012

賃借人を甲とし、貸借人を乙として、甲と乙は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。  
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	ビューテラス戸田公園
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10

■ 契約条件

項目	ヶ月	金額	項目	金額
	敷金、駐車場	1ヶ月		¥15,000
月額費用				
契約期間	2021年04月01日 から 2022年03月31日 まで			
更新料	なし		更新事務手数料	なし
賃料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。			

■ 駐車対象車両

車種	カラースポーツ	色	白
登録ナンバー	[REDACTED]		
契約締結日	年	月	日

賃貸人(甲)	氏名	[REDACTED]	印鑑不要
	住所	[REDACTED]	
	電話番号	[REDACTED]	
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	●
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル6階	
	電話番号	0486185981	
賃借人(乙)	氏名	金野 桃子	●
	住所	戸田市本町1-21-8-1F	
	電話番号	[REDACTED]	
連帯保証人 (丙)	氏名		◎
	住所		
	電話番号		
	氏名		◎
	住所		
	電話番号		

■ 特約事項

【契約者変更に関する特約】

1. 借借人につき2020年4月1日より[ ]から金野桃子へ名義変更する。
2. 旧借借人である[ ]が契約締結時に支払った数金15,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
3. 貸借借契約上の権利と責任を金野桃子は引継ぐものとする。
4. 本借借人名義変更を以って、現契約時の連帯保証人の設定がある場合、その責は終了する。
5. 本契約において[ ]は、解約時原状回復費用算出の際、契約期間は2008年4月1日を起算とする。
6. 新旧借借人である金野桃子及び[ ]は上記事項に同意し署名捺印をするものとする。

2021年4月分駐車場代より、16,500円から13,200円へ変更するものとする。

駐車場

CB020020140C

整理番号 217

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3年12月7日	支出額	1,320 x 0.95 1,122 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	マツト代金(事務所)		

領収書等貼付欄

### 無所属県民会議

**DUSKIN**  
ダスキンの店

納品・領収書

無所属県民会議  
白岡支部様

No. 189735

ダスキンの店フランチャイズ店  
**ダスキンの店**  
〒349-0217 白岡市小久喜  
TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

次回お届け予定日 1月12日      発行日 3年12月7日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マツト G	1		1,320		

4-3828

印紙  
5万円以上  
貼付

お買上げ額

内消費税額

領収額  
1,320 円

②お客様ご印

上記正に領収致しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 S-171-1

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和 3 年 12 月 8 日
支出額	67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使途	事務所賃借代( 1 月分)
支出先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名 鈴木正人



S-171-2

## 事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( ) / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( ) / ( ) 階建/全( ) 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容

事務所
-----

### 頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)
------------------------------------

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家財保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附属施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	[REDACTED]			本
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

S-171-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする
--------------------------

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>
--

S-171-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	( )
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	( )第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	S	172	
------	---	-----	--

鈴木正人事務所No. 172

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する項目の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和 3 年 12 月 8 日	支出額	4,950 円
使 途	7 ※項目番号	産業廃棄物処理代(11月分)	按分率 5,500 円 × 90%

領収書等貼付欄

③産業廃棄物処理代 ⑤ 鈴木正人  
(11月分)

13	[Redacted]		
14	03-12-08	.送金	*5,500 ATM オオムラジョウシ
15	[Redacted]		
16	[Redacted]		
17	[Redacted]		
18	[Redacted]		
19	[Redacted]		
20	[Redacted]		
21	[Redacted]		
22	[Redacted]		
23	[Redacted]		

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

B

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

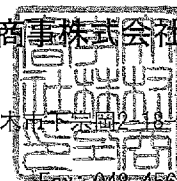
※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。



S-172-2 下353-0002

埼玉県志木市  
中宗岡1-1-2

大村商事株式会社



〒353-0003 埼玉県志木市中宗岡2-18-20

Tel: 048-472-0328 Fax: 048-456-0020

鈴木正人事務所 様

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

取引銀行: 武蔵野銀行 志木支店 当座預金 No. 2000597  
埼玉県りそな銀行 志木支店 普通預金 No. 619492

--	--

¥5,500

品名	数量	単位	単価	金額
[鈴木正人事務所]				
廃棄物処理代11月分	1	式	4,000	4,000
③段ボール収集運搬	1	式	1,000	1,000
小計				5,000
消費税				500
合計				5,500

備考：  
※ご入金額等をご確認されたい場合は、当社までご連絡下さるようお願い致します。

整理番号	8-174-1
------	---------

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	令和 3 年 12 月 8 日
支出額	9,900 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法 11,000円×90%)
使 途	契約駐車場代( 1 月分)
支 出 先	(有)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名                      鈴木 正 人



駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東2-3248-1  
名 称 富久 前 駐車場

車両名  
賃 料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)  
敷 金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和3年5月16日より令和4年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙の責任において取付けた看板等は本契約を解除するときは撤去し、無償にて明け渡すこと。

特約条項

振込先

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和3年5月16日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-33-14  
氏名 有限会社 意久土地  
代表取締役 市川 功久  
電話



借主(乙) 住所 埼玉県志木市中宗岡1-1-2  
氏名 鈴木 正人  
電話 048-476-7525

仲介人

住所 氏名 電話

取引主任者 氏名 登録番号

整理番号 7 16

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	R3年12月15日	支出額	90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途      政務活動事務所 賃料 12月分

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

**ご利用明細**      三菱UFJ銀行

ご利用いただきありがとうございます。

ご利用明細は必ずお持ちください。

年月日	取扱店番	お取引内容
031215	0121	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
2572		***
時 刻	税込手数料	お取引金額
17.10	¥330*	¥100,000*
お取扱いできない場合	残 高	***
ご案内	*****	*****
お振込先は	*****	*****
ご依頼人は	オカムラ ユリコ様	

お振込先は

政務活動事務所  
賃料 12月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [ ] (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所
-------

## 頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日

## 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
礼 金	100,000円	仲介 手数料	110,000円(税込)		
その他の条件	振込手数料は借主負担です				
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで				
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[ ]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号 99

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和3年2月20日	支出額	90 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	客駐車場 使用料		

### 領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2021年12月20日  
整理No 2170639

99-1

# 領 収 書

八子 朋弘 様

金額 100円

上記の金額正に領収いたしました。  
内訳については、下記のとおりとなります。

発行者 : XXXXXXXXXX

品名	単価	数量	金額	備考
来客駐車場使用料	100	1	100	12/19 A 16-19

印  
紙

みずほ台団地管理組合  
管理組合収納事務受託者  
JS日本総合住生活器

取扱者  


整理番号 214

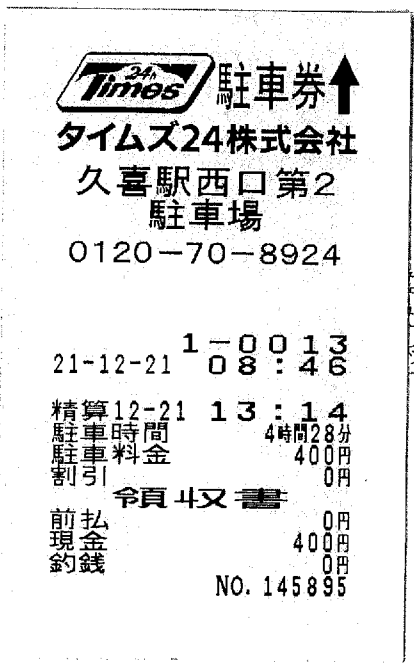
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3 年 2 月 / 日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	馬場料金(事務所用)
-----	------------

領収書等貼付欄



⑤ 無所属県民会議 久喜支部

400 x 0.9 = 360  
政務活動費に使用可能な領収書は9/10まで引出

ないこと。  
が足りない場合は、別紙を使用すること。  
(支番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



整理番号	204
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 12月 22日	支出額	9,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (1月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

- ③駐車場代 (1月分)
- ⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部
- 10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56502	03-12-22	15:47	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内

お受取人		電信
ご依頼人	1711カキヌマタカツ様	
	電話番号 048-554-1377	印紙税申告納付につき消和 ***** 税務署承認済
	取扱番号 220001	

\*印紙税を精付しない場合は\*\*印で済しております。 →

## 駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]  
[REDACTED]  
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号	205
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 12月 22日	支出額	4,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (1月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (1月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56502	03-12-22	15:47	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 <small>(1万円) (5千円) (1千円)</small>			C 認証 <small>(硬貨)</small>
円 円 円			円

お受取人		電信
ご依頼人	サイタマケンキ カイムリヨソ ケンミンソカイ様	
	電話番号 048-554-1377	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	取扱番号 220001	

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →



※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約  
第1条  
物件  
約)と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新
------

(契約  
第2条  
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料  
第3条  
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主 (法人の場合)	商号		TEL	
	代表者名			
	住所			
乙・借主 (個人の場合)	氏名	柳沼貴志	TEL	048-555-6083
	住所	埼玉県行田市栄町 10-44		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			

一 土  
二 土  
三 近  
3 1ヶ

(敷金  
第4条  
2 乙は  
3 甲は  
存在す  
4 前項  
ばなら

(禁止  
第5条  
てはな

2 乙は  
3 乙は  
一 駐  
二 駐

宅地建物 取引業者	商号(名称)	㈱TLC 行田中央店	代表者	北川・直樹
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030		
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主任者	氏名		登録番号	
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店㈱TLC		

(乙の  
第6条

(契約  
第7条

※印は実印

場合に  
2 前項  
において  
3 乙は  
4 本物  
損害が

整理番号	206
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費    2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費
	9: 資料購入・作成費    10: 交通費

支出年月日	3年 12月 22日	支出額	27,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	家賃 (1月分)		

領収書等貼付欄

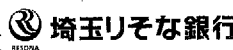
③家賃 (1月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

30,000 × 0.9 = 27,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0017		**00000
取扱店	お取引日	時刻
56502	03-12-22	15:46
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円	千円	円

お振込明細またはご案内	電信
サイタマケツキ カイムツヨソ ケツシツカイ様	
電話番号 048-554-1377	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 22001	

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

## 事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号( 東 )		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( )/瓦葺・スレート葺・ <span style="border: 1px solid black;">亜鉛メッキ鋼板葺</span> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( )/( 2 )階建/全( 2 )戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡ (登記面積                      ㎡)			
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所
---------

### 頭書(3) 契約期間

令和3年 6月24日 から 令和5年 6月23日まで ( 2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等                      円)	管理・ 共益費	月額                      円 (内消費税等                      円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額                      円 (内消費税等                      円)
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

整理番号 228

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3年12月23日	支出額	207,612 x 0.85 176,470 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃 (宮代事務所)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

### 領 収 証

無所属県民会議 宮代支部様

No. 2977

令和3年12月23日

207,612-

(内消費税 円)



但し第3号カゴホ102号室、1月分2月分賃料、礼金、保証金、契約金  
上記の金額正に領収致しました

内訳	現金	V
	小切手	
	振込み	
	相殺	
	その他	



株式会社 イシモ建設

〒344-0054 埼玉県春日部市延戸路18-13  
 建築部 TEL. 048-754-4379 FAX 048-763-2025  
 不動産部 TEL. 048-754-7111 FAX 048-752-6470

係

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。





頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 岡 重夫
	(自宅) TEL 0480-93-8956
	(勤務先) TEL 白岡事務所・0480-93-5671 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]
管理業者	商号又は名称 株式会社イシモ建設
所在地	埼玉県春日部市浜川戸2-13-13 TEL 048-754-7111
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(01)第00560号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証	家賃債務保証会社名	日本セーフティー(株)
	会社の提供する保証	主たる事務所の所在地	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル8F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省(1)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

- ・本契約更新時には、借主は貸主に対して更新料として新賃料の1ヶ月分を支払い、更新事務手数料として新賃料の1/2ヶ月分+消費税を貸主・借主双方は媒介業者へ支払うものとします。
- ・入居中は、借主の責任と負担において管理会社指定の保証会社に参加するものとします。
- ・入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに参加する義務を負います。

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現況有姿で入居するものとします。ただし、現況の和式便所は、借主の希望があれば本物件引渡し後に貸主の負担で洋式便所に変更工事が可能です。退去時には借主の責任と負担において原状回復工事が必要となります。(現況:天井・壁はビニールクロス・床はコンクリート(多少のひび割れ等がありますが、修繕は致しません))また、物件内に設置されている照明器具等に関しては前入居者の残置物となりますので保証は出来ません。故障時等のメンテナンス費用及び修繕・撤去・新設工事費用等は借主の負担となります。
- ・本物件は、借主の事業(政治活動・県会議員)のための事務所として賃借するものであり、それ以外の用途で利用する事は禁止とします。万が一、入居中に利用形態や事業内容の変更等をする場合には、事前に貸主へ申し出て許可を得るものとし、賃料の1ヵ月分+消費税を用途変更使用料として支払うものとします。また、変更に伴い保証会社及び火災保険の内容変更費用が発生した場合にも、借主の負担で支払うものとします。
- ・借主は自己の政治活動等に利用する事を希望しており、貸主はその目的に沿うよう必要な許可取得等に協力するものとします。ただし、許可取得ができなかった場合や相続等により賃貸借契約が出来なくなっても貸主及び仲介会社はその責めを負いません。
- ・本契約後、改装工事により造作工事や配管・配線等(パーテーション一部撤去費やコンセント増設工

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 岡 重夫 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	第三タカノコーポ		102号室
	所在地	(住居表示) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代3丁目5番17号		
		(登記簿) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代三丁目783番地1		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和53年11月
	面 積	約36.02㎡ (約10.89坪)		
附 属 施 設	×			

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業用・事務所専用
-----------

### 頭書(3) 契約期間

令和4年1月11日 から 令和7年1月10日まで 3年間 (2022.1.11~2025.1.10)	
目的物件の引渡し時期	令和4年1月11日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額55,000円・税込 (月額50,000円 (別途消費税等相当額 5,000円))		
共 益 費	月額2,000円・税込 (月額1,819円 (別途消費税等相当額 181円))		
駐 車 場	×		
礼 金	金55,000円		
敷 金	金165,000円 初回契約時預り・無利息		
付属施設料	×		
火災保険	入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに加入する義務を負う。		
保証会社	日本セーフティー(株) 連帯保証人無プラン 初回1年間 57,000円、2年目以降 更新保証料10,000円/年 (直接請求・支払)		
その他の条件	特約条項参照。		
貸与する鍵	鍵No・本数	別紙「鍵の預り証」参照。	
賃料等の支払時期	翌月分を毎月27日に口座引落。 (休業日の場合は翌営業日・引落手数料330(税込)は借主の負担とします)		
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	SMBCファイナンスサービス (日本セーフティー経由)

事等)の変更をする場合には、事前に連絡及び工事計画書と図面を提出の上、貸主の承諾を得て借主の責任と負担において工事するものとします。また、退室時には原状回復義務を負います。

- ・業種によっては各店舗・事務所で防火管理者(有資格)の設置が必要となり、開店前までに消防署に使用開始届を提出しなければなりません。そのため消防検査等に合致した改装が必要となる事を借主は承諾の上、入居及び改装工事を行うものとします。また、入居中は借主の責任と負担において維持管理するものとし、消防検査・点検等の結果、維持管理及び必要な改善を求められた場合には借主の責任と負担において対応・改善するものとします。
- ・新たに本物件の外部に直接看板等を取付けることは禁止とします。ただし、貸主へ計画書を提出しその許可を得られた場合には設置可能ですが、貸主の想定外の設置場所や大きさにより別途費用が発生する可能性があります。
- ・本物件に入居後、近隣からの苦情等(営業時間・騒音等)には真摯に対応し、借主の責任と負担において改善に努め解決するものとします。
- ・本物件への借主及び借主の関係者等の居住は禁止します。借主及び借主の関係者等の寝泊まりが判明した場合には貸主は本契約を即時解約できるものとし、借主はその通知に従い速やかに原状回復工事をして明渡すものとします。
- ・本物件の利用に関して借主及び借主の関係者等が何らかの問題を起こした場合には、借主の負担と責任において改善に努めるものとします。万が一改善が見られない場合には、貸主からの通告後に賃料の値上げとなる場合が有り、借主はその通告に従うものとします。また、その後の更新契約は出来ないものとします。
- ・借主からの退去通告は3ヶ月前通告となります。
- ・退室時は、通常クリーニング費用(基本42,000円・税別)は借主の負担とし、敷金より差引かせて頂きます。借主の責による汚損・破損等及び債務があった場合には、原状回復にかかる修理費用等及び債務を敷金より相殺とし、足りない場合には別途支払うものとします。また、貸主は返金すべき敷金があった場合には速やかに返金するものとします。
- ・宮代町は、事業用のゴミは家庭用ゴミの収集には出せませんので借主の責任と負担において適切に処分してください。
- ・電話・インターネット環境等の配管・配線工事及び地上デジタル放送や衛星放送の視聴に伴うアンテナの設置、幹線引込費用、月額の使用料等は、借主の負担となります。
- ・本物件周辺は近年の局地的な集中豪雨や異常気象等により、排水が許容範囲を超えた場合に付近との高低差による浸水等、何らかの被害が出る可能性があることを了承して借り受けるものとします。
- ・本物件は周辺環境により、騒音・振動・臭気等の発生、並びにその影響により建物に歪み等が発生する可能性があることを借主は了承して借り受けるものとします。
- ・対象不動産周辺は第三者所有地となっているため将来建築物が建設(又は増築・改築)され、その際周辺環境・景観・日照・眺望・風向・各種電波障害等に影響がでる場合があることや、逆に借主が改装する際に近隣に対して騒音・振動・臭気等の対策を講じなければならない可能性がある事を借主は了承するものとします。
- ・「法令に基づく制限」については、重要事項説明時点における内容であり、将来法令の改正等により、対象不動産の利用等に関する制限が付加または緩和されることがあることを借主は了承するものとします。
- ・契約条項第6条(B)は削除します。

以下余白。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年 12 月 23 日

貸主 甲	〒 [REDACTED]		
	氏名 [REDACTED]		
借主 乙	〒 349-0217 埼玉県白岡市小久喜625-1 10-9211白岡B棟206		
	氏名	岡 重夫	TEL 0480-93-5671 携帯 [REDACTED]
	保証会社 (株)日本セーフティーの保証システムを利用する。		
緊急時の連絡先 (入居者以外の 身内の方)	〒 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	続柄 [REDACTED] TEL [REDACTED] 携帯: [REDACTED]

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(1)第23649号	免許番号	埼玉県知事(6)第17198号
免許年月日	平成30年3月9日	免許年月日	平成30年1月31日
所在地	春日部市浜川戸2-13-13	所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町本田2-6-1
商号	株式会社 イシモ建設	商号	有限会社 鈴建ホーム
代表者	石島 誠	代表者	鈴木 充
電話	048-754-7111	電話	0480-34-9699
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 230

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    7:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3年12月23日	支出額	55000 × 0.85 46750 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------	-----	--

使 途	事務所 仲介手数料 (宮代事務所)
-----	-------------------

領収書等貼付欄

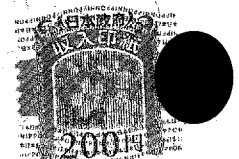
### 無所属県民会議

## 領収証


No. 205

無所属県民会議 宮代支部 様      R3年 12月23日

金額	¥55000-	内 消費税等
但	第三タカノコーポ102号室 仲介手数料として	現金
	上記正に領収いたしました	小切手



埼玉県南埼玉郡宮代町本田2丁目6番1号  
有限会社 鈴建ホーム  
代表取締役 鈴木



整理番号

61

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年12月24日	支出額	149,468 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃・1月分 (事務所150000、駐車場10000、共益費3000、消費税増税分3000+75(振込料)×90%=149468)		

## 領収書等貼付欄

無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃  
 (株)横田ハウジング  
 武蔵野銀行 深谷支店 70216946

振込日	2021/12/24
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ. ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	75 円

すること。

※ 何に支出されたか分かるよ  
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室  
 所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号  
 賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング  
 賃借人 (乙) 江原 久美子  
 連帯保証人 (丙)  
 敷金 450,000 円      更新料 更新料:新賃料1ヶ月  
 新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄  
 新家賃 150,000 円      共益費 3,000 円  
 駐車場 5,000 円      駐車場2台目 5,000 円  
 賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと  
 期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲)      住 所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏 名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙)      住 所 [REDACTED]      連絡先TEL [REDACTED]

氏 名 江原久美子

連帯保証人(丙)      住 所 [REDACTED]      連絡先TEL [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]      実印

※賃料振込先※  
 口座番号NO [REDACTED]      名義 [REDACTED]



2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

## 消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

・消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

・消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま  
す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0338



整理番号 123

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和3年 12月24日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所費・事務所賃借料 1月分 (¥88,000+¥660送料)		

領収書等貼付欄      無所属県民会議      ③事務所賃借料.1月分

リテール口座「くらしの通帳」      店番      普通預金口座番号

埼玉りそな銀行      [REDACTED]

普通預金 (兼総合口座)      西是 啓明 清 村

普通預金 (兼お借入明細)      12

年 月 日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 ([-]の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)(円)
03-12-24	送金	*88,660	[REDACTED]	

※ 領収書をおけるペーパーが足りない場合は、別紙を使用してください。  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



## ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

## ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
預金	お取り扱い 現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い  
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。  
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。  
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

## 手数料のご案内(消費税等込み)

### 振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて
振込のお振り先 方向	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円
	コミュニケーション ダイヤル (テレホンバンキング)	無料		220円
	自動 蓄積 オペレーター			440円

ATM	カード(※1)	個人	無料	110円	440円
		法人・個人 事業者(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべての お客さま	330円	330円	660円

戻り(※2)	550円	880円
--------	------	------

自動送金サービス	220円	330円	660円
----------	------	------	------

法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB-MT/FD	無料	330円	660円
-------------------------------------	----	------	------

振込・送金組戻手数料	880円(※3)
------------	----------

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いいたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。  
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別にお振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業者のお客さまは「戻付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

RESONA

2019年10月1日現在

# 貸室賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、次の条項に基づき貸室賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、甲の所有する埼玉県朝霞市本町二丁目1番1号 野口ビル101号室66㎡(約20坪)を乙の事務所として、次条以下に定める条件により乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第2条 この賃貸借契約の期間は、令和元年10月1日から令和4年4月30日までの3年7ヶ月間とする。(消費税改正時期にあわせ、これまで据え置いてきた家賃を見直し改正するもの)

第3条 本物件の賃料は、88,000円也(消費税を含む)と定め、毎月末に翌月分を支払うものとする。

○ 第4条 契約期間中といえども甲の都合より本物件の明け渡しを求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第5条 乙は、自らの費用と負担にて設置したものについては、明け渡しの際自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙が甲の承認を得ないで次の行為をした場合、甲は本契約を解除することができる。契約が解除となった場合、乙は意義なく明け渡すこととする。

1. 本物件を第1条に定める目的以外に使用した場合。
  2. 本物件を他に転貸し、もしくは第三者に占有させた場合。
  3. 危険・不潔・騒音等管理上有害又は近隣の迷惑となる行為をした場合。
- 以上前三項に違背したときは、甲は乙に何らの通知・催告を要さないで本契約を解除できる。

第7条 本契約に定めない事項及び双方に疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

○ 本日、契約の証として契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和元年9月1日

貸主(甲)

住所

野口ビル

氏名

朝霞市本町2-1-1

借主(乙)

住所

朝霞市田島2-15-91

氏名

西是 醍醐 清

整理番号 124

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和3年 12月24日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所費・駐車場賃借料 1月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄      無所属県民会議      ③駐車場賃借料.1月分

リテール口座「くらしの通帳」      店番      普通預金口座番号

埼玉りそな銀行      [Redacted]

普通預金 (兼総合口座)      西尾 啓樹

普通預金 (兼お借入明細)      12

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 (F-10の表示がある場合は、) (円) (お借入残高を抜きます。)
03-12-24	送金	*33,220	かみかひり(カ)	

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 自動送金サービス・口座振替依頼書

ご依頼人控

自動送金サービス・口座振替のご利用銀行名に○を付けてください。

- 〚りそな銀行
- 〚埼玉りそな銀行
- 〚関西みらい銀行

下記の通り、ご利用銀行の指定口座から口座振替により金額を払出し、受取人に送金することを裏面事項を確認の上、依頼いたします。

申込日 3年11月2日

## 1. ご依頼人（お金を送る方）

お名前前 (引落口座のお名前) 西尾 酬 清  
048-456-0226  
0(048)-599-5680

お引落口座 支店 [ ]

科目 1. 普通 2. 当座  ( )

口座番号 [ ]

## 2. お金を受け取る方

フリガナ かつみかいほつ かぶしきがいしゃ

お受取人名 かつみ開発株式会社

ご入金口座 銀行 信金 朝霞 支店

科目 1. 普通 2. 当座  ( )

口座番号 4510191

引落口座のお名前と異なる名義で送金する場合

フリガナ [ ]

## 3. 送金金額

百万 千 円

733000

月により金額が変わる場合、右に記入してください

	月	百万	千	円
①				
②				
③				
④				

\*送金の都度、当社所定の自動送金サービス振込手数料をいただきます。

## 4. 送金期間

月末送金の場合は、送金日に「31」とご記入ください

開始年月	終了年月	毎月の送金日	送金日が休日の場合
和暦 年 月 日 3 / 1	和暦 年 月 日 6 / 5	日 25	1. 前営業日 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 翌営業日 <input type="checkbox"/>

## 5. 通信種目

1. 電信（お引落日に先方に入金されます）

### 〔ご注意〕

- 送金日には送金額と所定の手数料を合算して指定口座から引落しのうえ送金します。
- 送金日の午後3時以後に引落口座へ入金する資金については、同日付の送金処理が行なわれない場合があります。

3.11.-2

埼玉りそな銀行  
朝霞支店

## ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

## ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
現金	お取り扱い 現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱いカード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。  
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。  
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

## 手数料のご案内(消費税等込み)

### 振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて
個人のお振込 手数料	マイゲート (インターネット/レキシング)	無料		220円
	コミュニケーション ダイヤル (テレオペレーション) オペレーター	無料		220円 440円
ATM	個人 カード(※1)	無料	110円	440円
	法人・個人 事業主(※4)	110円	220円	440円
	現金 お振込み	330円	330円	660円
窓口(※2)			550円	880円
自動選金サービス		220円	330円	660円
法人・個人事業主向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円
振込・送金組戻手数料		880円(※3)		

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所間のお振込みは、本支店あてとしてお振込みいたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお振込みいたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお振込みいたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。  
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別にお振込に応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をされている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

RESONA

2019年10月1日現在



# 更新契約書

貸貸人            有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人            醍醐 清  
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の <input checked="" type="checkbox"/> ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金	円也	を既に預託済みである。
保証金	金	円也	を既に預託済みである。

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし     契約車の変更あり    (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	東名			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019年 12月 5日

貸貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清 印		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED]  
 登録番号 [REDACTED]

# 更新契約書

賃貸人           有限会社土屋商事           (以下「甲」という) 及び賃借人           醍醐 清            
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名 称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃 料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の <u>      </u> ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷 金	金 [REDACTED] 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 [REDACTED] 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし     契約車の変更あり    (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019 年 12 月 5 日

賃貸人	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏 名	有限会社土屋商事		
賃借人	住 所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏 名	醍醐 清		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	氏 名	醍醐清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 ( 8 ) 第 13750 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED]  
 登録番号 [REDACTED]

整理番号	120
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和3年12月24日	支出額	¥33,000×0.8 26,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所費・駐車場更新手数料		
領収書等貼付欄	無所属県民会議		

No. 202220541  
2021年12月24日

## 領収証

醍醐 清 様

金額	¥33,000 —
----	-----------

但し、更新手数料として  
上記正に領収致しました。

印紙

物件：土屋第三駐車場  
番号：[REDACTED]

かつみ不動産株式会社

---

〒351-0034  
朝霞市西原2丁目9番1号



TEL: 048-473-0011  
FAX: 048-474-0660

# 更新契約書

賃貸人            有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人            醍醐 清  
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の <u>          </u> ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 <u>          </u> 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 <u>          </u> 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし     契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021 年 12 月 24 日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市 月島 2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 ( 8 ) 第 13750 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED]  
 登録番号 [REDACTED]

# 更新契約書

賃貸人            有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人            醍醐 清  
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 [REDACTED] 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 [REDACTED] 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし     契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 ( 8 ) 第 13750 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED]  
 登録番号 [REDACTED]

整理番号 242

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年12月25日	支出額	2,552 × 0.85 2,169 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	浄化槽清掃代金 (事務所)		

領収書等貼付欄

### 無所属県民会議

領収証

無所属県民会議白岡支部 様

金額	¥ 2,552
----	---------

収 入 印 紙

内 訳 但 浄化槽清掃代金

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

〒300-0277 埼玉県白岡市小久喜1193-1

**渋谷 敦**

TEL 0480-92-3583

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 243

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1: 調査研究費    2: グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費 <b>【経常的経費】</b> 6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費
---------------------------------	---

支出年月日	3年12月27日	支出額	$5,000 \times 0.9$ 4,500 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small>
-------	----------	-----	---

使途	政務活動用車両駐車場代金
----	--------------

**領収書等貼付欄**

無所属県民会議

店番 □ 口座番号



無所属県民会議 白岡支部様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



政務活動用車両駐車場代金  
 18-9291 白岡全体管理組合



RESONA

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差
-	-	-	繰越			
4	03	12	27 振替	*5,000	SMBC(かりとり)	

領収  
 領収  
 (別)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(用途が不明な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(印記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 駐 車 契 約 書

パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は 岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1  
パークシティ白岡全体管理組合

理事長 **八木 孝治**

駐車場番号

番

サイズ ( A ・ B ・ C ・ D ・ 軽 )

乙住所 埼玉県白岡市小久喜675-1  
(A・B・C)棟 パークシティ白岡B706  
706号室区分所有者

氏名

**岡 重夫**

印

車 名 トヨタ アリオス α

車両登録番号

第1条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第2条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする。  
2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い、甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。  
3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第3条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。  
2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。  
第4条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。  
2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。



乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。  
但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。  
前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

第7条 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第8条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第9条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第10条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第11条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに应ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第12条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第13条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~月~~31~~日から2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であつて、~~2~~ヵ月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この場合、解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第14条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号

161-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費                      2:グループ活動費
	【広報・広報活動費】 3:広聴費                      4:要請・陳情等活動費                      5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費                      ⑦:事務所費                      8:事務費 9:資料購入・作成費                      10:交通費

支出年月日	2021年 12月27日	支出額	12,000 円
使 途	駐車料金(1月分) 株式会社東急コミュニティー		[15,000×80%=12,000]

領収書等貼付欄

別紙参照

・政務活動車両用  
 ・自宅マンションに自家用  
 車両と政務活動車両の  
 2台分車庫を借りています。  
 区分所有者ではないと、  
 マンション車庫を  
 借りられないため、  
 契約者は実父 [REDACTED]  
 となっています。

⑤ 金野桃子

2022年1月20日

領収書No. 43842022010001



金野 桃子 様

(管理受託業務)  
株式会社 東急コミュニティー  
〒158-8500  
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号  
世田谷センタービル2階  
アタワー

埼玉県川口市本町四丁目1番8号  
川口センタービル2階

株式会社 東急コミュニティー  
第一事業部(マンション)  
北関東支店 営業チームB

# 領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

金額		¥15,000- (内、消費税等額 ¥0)					
入金日	号室	該当年月	項目名	摘要	本体金額(円)	消費税等額(円)	税込金額(円)
2021/12/27		2022/01	駐車場使用料		15,000	0	15,000
合 計					15,000	0	15,000
住所		埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階					
お問合せ先		担当部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チームB TEL 0120-011-109					
担当者		[Redacted]					
備考							

【注意】  
下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの

㊤収入印紙

# 自動車駐車契約書

[Redacted] (以下「甲」という。)と [Redacted] (以下「乙」という。)とは、  
 [Redacted] 敷地内駐車場内に甲の指定する自動車 (以下「登録自動車」という。)を駐車するため [Redacted] 駐車場運  
 営細則 (以下「運営細則」という。)に則り次のとおり契約 (以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条 (登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車 名 トヨタカローラスポーツ  
 車両登録番号 [Redacted]  
 車両所有者名 桃子  
 車両使用者名 桃子  
 駐車区画 [Redacted]

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内 (全長・全幅・全高・総重量) で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

## 第2条 (契約の期間)

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

## 第3条 (駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円  
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで  
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

## 第4条 (使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相応になったときは契約期間中といえども、管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

## 第5条 (甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、地変、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

理事長

号室

整理番号	163
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費      2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費	
9: 資料購入・作成費      10: 交通費	

支出年月日	2021年12月28日	支出額	100,800 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	1月分賃料		

**領収書等貼付欄**

③1月分事務所賃料  
⑤並木まさとし県政事務所

※ 領収書は重ねて貼付し  
※ 領収書を貼るスペース  
(別紙には整理番号)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38003	03-12-28	10:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥112,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 千円		生体認証 (顔)
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリツナ	
	コウノス	
	普通 1441166	
	1)アオキハイツ様 登録番号 0002	
ご依頼人	ナミキ マサトシ様	
	電話番号	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号 280001	

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

112,000 × 0.9 = 100,800  
政務活動に使用する割合が9/10であるため

# 事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 並木 正年

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、本契約を締結し、また乙と連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	青木ハイツ店舗			階	B
	所在地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8				
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号				
	種類	店舗	家屋番号	2355番8		
	構造	鉄骨造 / 地下0階付 2階建				
面積	専有	49.68 m <sup>2</sup> (約 15.02坪)	その他使用可能な面積	m <sup>2</sup> (約 坪)		
	バルコニー	m <sup>2</sup> (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>				
	(氏名)	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>				
頭書(2) 賃貸借条件	使用目的	店舗 事務所				
	賃料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 100,000 円		
	管理費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額) 円		
	共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)				
	駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金			
	付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金			
	水道料	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更新料	新賃料の 0.5ヵ月分		
	保険料	総額 17,000 円(うち消費税 円)				
	保証金	0 円 (3.3m <sup>2</sup> 当たり)	更新手数料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保証料	円	
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
	契約期間	令和3年05月18日 から 令和5年05月17日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 1ヵ月の経過をもって発生する。				
	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所)			
持参先		(氏名)				
振込先		<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 口座No. <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>		振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 112,000 円		
口座名義人	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>					
翌月分を毎月 末 日迄に甲指定口座へ振込 (振込手数料は乙の負担とする。)						

整理番号	96
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年12月28日	支出額	85,318円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃料 (令和3年12月分)
-----	------------------

領収書等貼付欄
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>※ 領収書は重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">支払先    (株)谷澤総合コンサルタント</p> <p>口座名義    八子朋弘</p> <p>94,798×0,9=85,318</p> <p style="margin-top: 20px;">政務活動に使用する割合が    90%であるため</p> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p style="font-size: small;">※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>



96-1

普通預金(兼お借入明細)

10

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(「-」の表示がある場合は、) お支払金額(円)のお振替
03-12-28	振替	*94,798	RKS(子リヨウトウ)	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができ  
る予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ  
り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

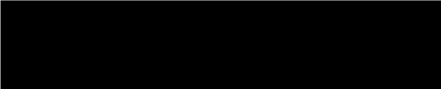
名義人 八子朋弘

整理番号 241


## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	3年12月28日
支出額	57,800円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85 )
使途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 田 重夫  印

## 第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	ヶ月	敷金
	68,000円也	136,000円也 (無利息の約定)

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃貸料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3カ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条(第5条・第6条)の各規定に違反した場合。
  2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
  3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

第10条 (特約条項)

- 家賃振込先: [Redacted] 宛
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各々通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1

氏名 無所属市民会議白岡支部 岡重夫 (印)

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

仲介人 住所 〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1 有限会社 田口住宅

氏名 代表取締役 吉岡由隆 TML0480-92-7788 FAX0480-93-1855 (印)

取引主任者 登録番号 [Redacted] (印)

整理番号 208

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年12月8日	支出額	65,394 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃借料		

### 領収書等貼付欄

03-12-28 送金	*72,660	

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

③事務所賃借料、⑤石川忠義  
 72,660(¥72,000家賃、¥660手数料) × 0.9 = 65,394  
 政務活動費に使用可能な割合 9/10 あり

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [ ] (以下「甲」という) と  
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という) 及び  
 連帯保証人： [ ] (以下「丙」という) は、  
 下記の物件（以下「本物件」という）について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、  
 建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	(082)コバヤシビルB棟(管理外)		2 階	201	号室	
	所在地	(住居表示)	〒 346-0003	埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30			
		(登記簿)		家屋番号			
	種類	貸店舗・事務所(一部)		構造・階数	鉄骨造	2	階建
	面積	39.68 m <sup>2</sup>		間取			
	貸主・転貸人	住所	[ ]				
	物件の管理者	住所	〒 [ ]				
	氏名	[ ]					
	電話	[ ]					

(2) 賃貸借条件	使用目的	事業					
	借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ		電話番号	[ ]	
		氏名	石川 忠義		携帯電話	[ ]	
		生年月日	1969年12月5日		性別	男性	
		勤務先名	埼玉県議会				
	入居者名	続柄	氏名	性別	生年月日	電話番号	
		本人	石川 忠義	男性	1969年12月5日	[ ]	
					合計	1 名	
	連帯保証人	フリガナ	[ ]		電話番号	[ ]	
		氏名	[ ]		携帯電話	[ ]	
		性別	[ ]	生年月日	[ ]	続柄	[ ]
	月額	家賃	65,455 円	消費税	6,545 円	税込	72,000 円
		共益費	0 円	消費税	0 円	税込	0 円
駐車料		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
月額合計					72,000 円		
契約金一時金	敷金	144,000 円		礼金	0 円		
	火災保険料	39,210 円			0 円		
		0 円			0 円		
更新料	新家賃の 1 ヶ月分		更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税			
火災保険	日新火災海上保険株式会社						
契約期間	始期	2021年5月21日		から	3 年 0 ヶ月		
	終期	2024年5月20日		迄の			
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する						
家賃、管理・共益費等、及び駐車料等の支払方法並びに支払期限	金融機関	[ ]		銀行	支店	[ ] 支店	
	口座	[ ]		口座番号	[ ]		
	名義人	[ ]					
	持参先	[ ]					
支払期限	翌月分を毎月 末 日までに 振込						

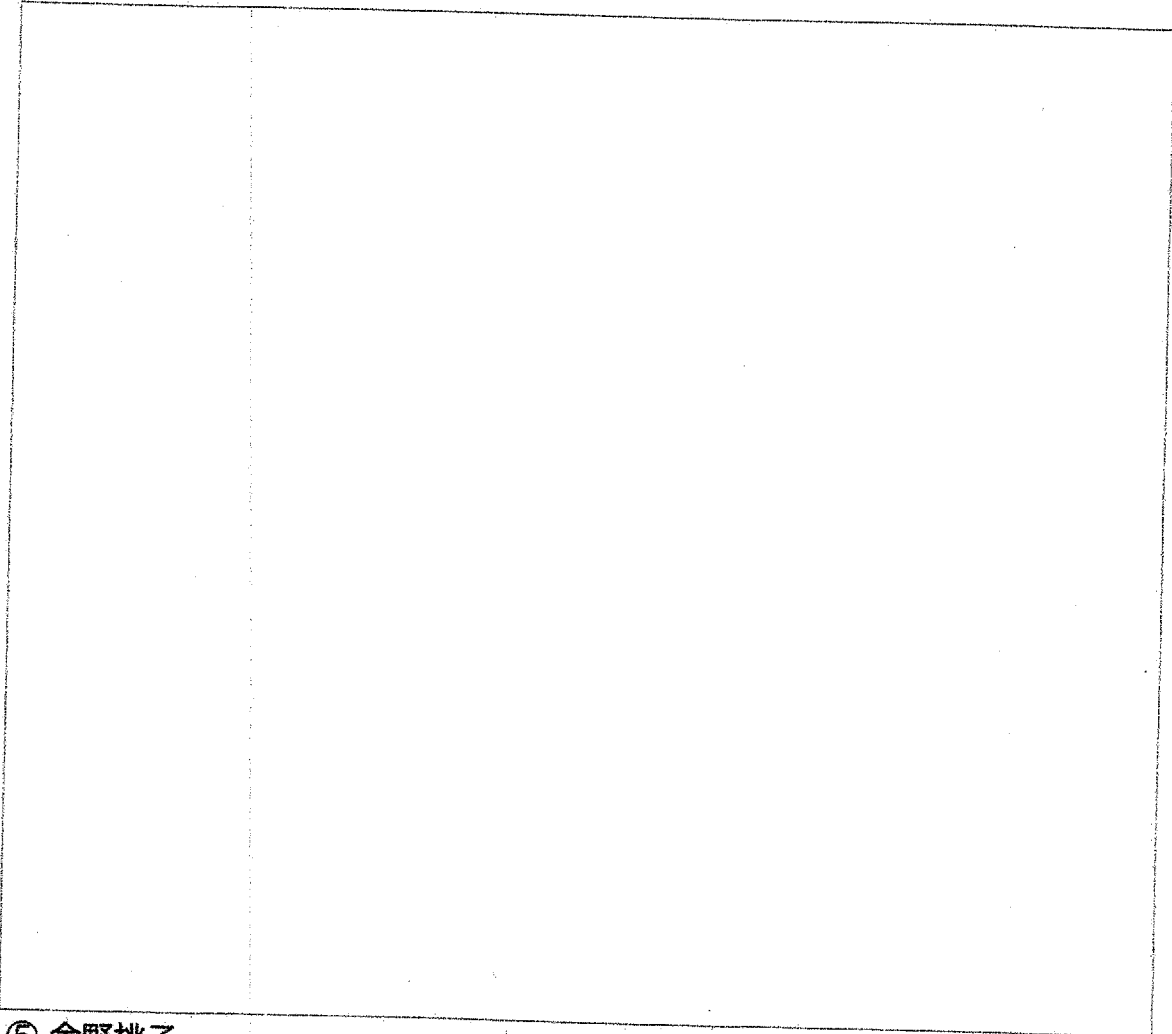
整理番号 163-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費                      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費                              4:要請・陳情等活動費                      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費                      ⑦:事務所費                      8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費                      10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2021年 12月28日	支出額	46,937 円
使 途	<p>事務所賃貸(1月分)                      [55,220×85%=46,937]</p> <p>オルテ地所開発株式会社                      59,000+5,000+220 (税) (手数料)</p>		

領収書等貼付欄      別紙参照      使途:事務所賃貸



⑤ 金野桃子

# 覚書

貸主 [redacted] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、  
下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

## 記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払い分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8  
 名称 パークハイツ熊木  
 号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子





口座名義:  
無所属県民会  
田支部

三三三 摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
03-12-28 .振替	[REDACTED]	*55,220 RKS(オムテマ)	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

○お支払いは小切手でご入金の場合は、領票簿にお支払しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手の種類により異なります。詳細は窓口にご確認ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合は、通貨見直し時に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 12-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3年12月29日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R4. 1月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R4. 1月分 (事務所来客者用)

11,000円×90%=9,900円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40476	03-12-29	13:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
円	千円	円

お振込明細またはご案内  
電話

お受取人  
サイタマリソナ  
ヒカ`ツマツヤマ  
普通 4502906  
カ) サシアイト`ウサジ様  
登録番号 0003

マツサ`カ ヨツヒロ様

電話番号 [REDACTED] 印紙税申告納  
取扱番号 290009 付につき浦和  
\*\*\*\*\* 税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で済しております。 →

12-2

### 駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 [ ] (以下「甲」という)と借主 松坂 嘉浩 (以下「乙」という)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

#### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地 東松山市箭弓町1丁目5251-1	指定場所 No. [ ]
名称 箭弓町第一駐車場		

#### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

#### 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ年間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

#### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円
支払期限	毎月末日までに 当月分・翌月分を支払う

※保証人による手数料は借主の負担とする

印  
子  
の  
方  
に  
お  
き  
て

1. 口座振替  
口座番号 [ ]  
口座名義人 [ ]  
TEL [ ]

#### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [ ] 住所 [ ]
管理業者	前号又は名称 株式会社三愛不動産 所在地 東松山市箭弓町1丁目11番4号 TEL 0493-22-8118 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 国土交通大臣( )第 [ ]号

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理業者	前号又は名称 株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭弓町1丁目11番4号 TEL 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 [ ]号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と上述の所有者が異なる場合は、次の欄を記載すること

所有者	氏名 [ ] 住所 [ ]
-----	------------------

#### 頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 [ ] 住所 [ ] 印 [ ] TEL [ ]
-------	--------------------------------------

#### 頭書(7) 更新に関する事項

更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別)を甲に業者へ支払うものとする。

#### 頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日  
《代理人》

甲・貸主	氏名 [ ] 住所 [ ] TEL [ ]	株式会社三愛不動産 東松山市箭弓町1丁目11番4号
乙・借主 (法人の場合)	氏名 [ ] 住所 [ ] TEL [ ]	東松山市箭弓町1丁目11番4号
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松坂 嘉浩 住所 東松山市大字正代1179 TEL 0493-24-3704	
丙 連帯保証人	氏名 [ ] 住所 [ ] TEL [ ]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社三愛不動産 事務所所在地・TEL 東松山市箭弓町1丁目11番4号 0493-22-8118 免許証番号 埼玉県知事 (6) 第 17553 号	代表取締役 水谷善太郎
宅地建物 取引士	氏名 [ ] 登録番号 [ ] 業務に従事する事務所名 株式会社三愛不動産 事務所所在地 東松山市箭弓町1丁目11番4号 TEL 0493-22-8118	

※印は実印

整理番号 13- /

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年12月29日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R4. 1月分		

**領収書等貼付欄**      **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R4. 1月分 (事務所員用)

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×90%=14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (RESOLIA) お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
40476	03-12-29	13:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内

お受取人  
 サイタマリツナ  
 ヒカツマツヤマ  
 普通 4601161  
 ツカタ キョウコ様  
 登録番号 0007  
 マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人  
 電話番号 [REDACTED]  
 取扱番号 290001

印紙税申告納  
 付につき浦和  
 税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で済みます。 →

預り金  
8万円以上  
(借主保管  
用印紙)  
200円程度

# 駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1

名称 塚田駐車場 内第 [ ] 号

車種 プレートナンバー

賃料 壹ヶ月 金 ¥ 8,000- / 円也 (うち消費税 円也)  
金 金 円也 (無利息の約定)

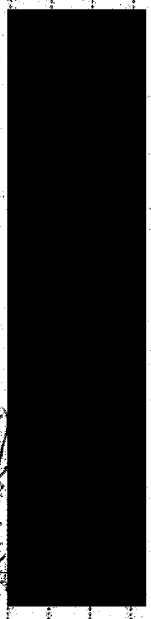
本証をもって預り証とする。  別紙預り証を発行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は平成30年1月1日より平成30年12月31日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもある。解除の申し入れがある場合は、自動的に契約更新となる。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に完全に明渡すこと。

特約条項

弘 銀行振込



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

平成29年12月28日

貸主(甲) 住所 [ ] 氏名 [ ]

借主(乙) 住所 東松山市正代1179 氏名 松坂喜造

仲介人 住所 [ ] 氏名 [ ]

取引主任者 住所 [ ] 氏名 [ ] 登録番号 [ ]

整理番号 14-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費      10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年12月29日	支出額	74,196 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R4. 1月分		

**領収書等貼付欄**      **無所属県民会議東松山支部**

③ 事務所賃借料 R4. 1月分

(82,000+440) × 90% = 74,196円  
 政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
40476	03-12-29	13:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥82,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引概金内訳 <small>(1万円)      (5千円)      (1千円)</small>			C 認証

お振込明細またはご案内  
 お受取人  
 ミツビシユー・17ツ" I I  
 ビカ" ツマツマ  
 普通 0272630  
 イセト- (カ様  
 登録番号 0010  
 マツサ" カ ヨシヒロ様  
 電話番号 [REDACTED]  
 取扱番号 300080

印紙税申告納  
 付につき浦和  
 税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

# 事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主: [Redacted] (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)

以下「乙」というは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

名称	鳥海店舗 北			階	1 階
所在地	(登記簿) 東松山市箭弓町3丁目3-13				
種別	店舗	家屋番号			
構造	木造				
面積	専有面積 (約)	12.00 坪	その他使用可能面積 (約)	m <sup>2</sup> 坪	
物件の所有者	(住所) 埼玉県東松山市箭弓町3-8-13 (氏名) 鳥海 高由				
使用目的	店舗				
賃料	月額	80,000 円(うち消費税 0 円)	敷金	(賃料の 3 ヶ月分) 240,000 円	
管理費	月額	2,000 円(うち消費税 0 円)	更新時積み増し金	円	
共益費	月額	0 円(うち消費税 0 円)	礼金	円	
駐車料	月額	0 円(うち消費税 0 円)	権利金	円	
付随設備料	月額	0 円(うち消費税 0 円)	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	
雑費	月額	0 円(うち消費税 0 円)	更新手数料	(総額) 11,000 円 (うち消費税) 1,000 円	
保険料	総額	0 円	預かり済み	円	
保証金	(3ヵ月当たり)	0 円	保証料	円	
敷金・保証金の返還時期	本物件の明け渡し後				
保証金の償却	- 建物明渡し時に (総額) 円 (うち消費税) 円 (うち消費税) 円 (償却率は、償却時から10日以内に確立しなければならぬ。)				
契約期間	2024年09月01日 から 2027年09月30日 迄の3年0ヶ月0日間				
借主の特約権	解除の権利は、借主が解約の申出をした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。				
借料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付随設備料の支払方法並びに支払期限	持参先	持参先 (住所)	[Redacted] (氏名)		
支払先	[Redacted] (振込料は乙の負担とする)				
口座引落	委託会社名	[Redacted] 口座No. [Redacted]			82,000 円
翌月分を毎月 28 日迄に前払 (翌月分前払)。	但し、振込の場合は、日までに人命が確認できるものとする。				

頭書(3)	付属施設	
その	No.	No.
の	No.	No.
他	No.	No.
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日	
	ポストボックス	
頭書(4)	・本賃貸契約期間満了に際して、更新する時、賃借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。	
特約事項		

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和 2 年 8 月 3 0 日

住所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号 さくらビル1階	貸主・甲	借主・乙
電話番号	0493-21-1000	〒 355-0044 埼玉県東松山市大宮正代1199	
氏名	イセト一株式会社 代表取締役 中村ツタ子	[Redacted] 印	松坂喜浩 印
乙の連帯保証人	[Redacted] (住所) [Redacted] (氏名) [Redacted] (乙との関係) [Redacted] (電話番号) [Redacted] (勤務先) [Redacted] (郵便番号)	[Redacted] (住所) [Redacted] (氏名) [Redacted] (乙との関係) [Redacted] (電話番号) [Redacted] (勤務先) [Redacted] (郵便番号)	

(緊急時の連絡先)	(住所)	(電話番号)	(乙との関係)
貸主	埼玉県知事 (1) 第23789号 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 イセト一株式会社 中村 ツタ子	主たる事務所 商号 代表者	媒介業者
借主	[Redacted] イセト一株式会社 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 0493-21-1000	登録番号 氏名 事務所名 所在地 電話	宅地建物取引士



整理番号 209

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    7:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3 年12月30日	支出額	14,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領収証 無所属国民会議 久喜支部  
埼玉県議会議員 石川忠義 様 No. \_\_\_\_\_

金額	7	/	6	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---

但 R4. 1月分 駐車代 2台分  
R3 年 12 月 30 日 上記正に領収いたしました

内訳  
現金 \_\_\_\_\_  
小切手 \_\_\_\_\_ /  
手形 \_\_\_\_\_ /  
消費税額 ( % ) \_\_\_\_\_

収入印紙

TEL \_\_\_\_\_

$16,000 \times 0.9 = 14,400$   
政務活動費に使用可能な割合が 9/10 であるため、

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 164-1


# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費                      2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費                              4:要請・陳情等活動費                      5:広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費                      ①事務所費                      8:事務費 9:資料購入・作成費                      10:交通費

支出年月日	2022年1月4日
支出額	11,552 円 13,200 + 390 (保証料) (按分した場合の積算方法 $13,590 \times 85\% = 11,552$ )
使途	駐車場料金事務所来客用(1月分)
支出先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名                      金野桃子                      

**EPOS** ご利用代金明細書

金野 桃子 様

MARUI GROUP  
 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2  
 登録番号 関東財務局長(6)第01386号  
 お問い合わせはエポスカスタマーセンターまで (受付時間9:30~18:00)  
 東京 03-3383-0101 大阪 06-6630-0101

・口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までをお願いします。

いつもエポスカードをご利用いただき、ありがとうございます。  
 ご利用いただきましたカードのご利用明細を下記の通りご案内申し上げます。

明細作成日	2021年12月10日	明細書ページ数	01ページ目
-------	-------------	---------	--------

■今回のご請求額	
お支払日	2022年01月04日
お支払金額合計	13,590円

<口座引落しの方へ>金融機関が休業の場合は、お引落し日は翌営業日になります。

カード種別	エポスカードVISA
金融機関名	三菱UFJ銀行
支店名	
口座番号	
口座名義	コンノ モモコ 様

※上記「お支払口座」はエポスカードの登録内容を表示しております。  
 ※金融機関の手続きの都合等により、上記口座からお引落しできない場合があります。

ご利用明細

★ショッピングの1回・2回・ボーナス一括払い、キャッシングの1回ご利用分を「リボ払い」に変更いただけます。【リボ変更締切日：12月26日】  
 ※リボ変更によりリボ・分割・ボーナス払いのご利用残高がご利用可能枠を超える場合は変更いただけませんのでご注意ください。

ご利用日	ご利用種別	ご利用金額	ご利用回数		今回のお支払明細		リボ 分割	備考		
			回数	回数	お支払金額	お支払回数				
ご利用金など ※マルチご利用分は購入時の取扱商品を表示しています										
<その他ご利用分・手数料等>										
21	12/10	1月分家賃等	13,200	1回	1	13,200				
21	12/10	1月分保証料	390	1回	1	390				
<table border="1" style="width:100%; text-align:right;"> <tr> <td>今回のお支払合計金額(円)</td> <td>13,590円</td> </tr> </table>									今回のお支払合計金額(円)	13,590円
今回のお支払合計金額(円)	13,590円									

- ・ショッピングのリボ払いの「弁済金」、分割払いの「分割支払金」は、本書面では「お支払金額」と記載しています。
  - ・ショッピングのリボ払いの「現金販売(提供)価格」、分割払いの「支払総額」は、本書面では「ご利用金額」と記載しています。
  - ・ショッピング分割払いの場合、記載金額に分割払い手数料を含みます。
  - 【ご利用日】ご利用締め日(お支払日の前月同日)までに到着した売上および現在お支払い中のご契約のご利用日です。
  - 【今回回数】何回目のお支払かを表示します。
  - 【摘要】ボーナス払いのお支払予定月やリボ払いの元利内訳、海外利用の場合の現地通貨額/換算レートなどを表示します。(上段:現地通貨ご利用額、下段:換算レート)  
 ※為替相場により、現地通貨額・通貨レートを表示できない場合もございます。
  - 【リボ・分割】◎=リボ変更済みです。●増額引落し申請を承りました。▲=分割変更済みです。
  - 【備考】◇=優待割引適用分です。□=VISA加盟店利用の取消による金額変更分です。◆=いつでもリボで承りましたがリボ・分割・ボーナス払いのご利用可能枠を超えたため、1回払いのご利用になります。△=コンビニ・郵便局(後払い)でご利用後、エポスカードでのお取扱いに変更させていただきました分です(リボ変更対象外)  
 ▽=バーチャルカードご利用分です。
- 1回払いのご利用等を除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いを停止できる場合があります。

164-3

【貸借人用】

2007001901-P0012

# 駐車場使用更新契約書

貸借人を甲とし、貸借人を乙として、甲と乙は本紙各項及び添付書類を承諾のうえ本貸借更新契約書を締結する。  
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 貸借の目的物件

名称	グリーテラス戸田公園	
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10	

■ 契約条件

項目	ヶ月	金額	項目	金額
敷金_駐車場	1ヶ月	¥15,800	駐車場	¥13,200
契約期間	2021年04月01日 から 2022年03月31日 まで			
更新料	なし		更新事務手数料	なし
貸料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。			

■ 駐車対象車両

車種	カラー スポーツ	色	白
登録ナンバー	[Redacted]		

契約締結日 年 月 日

貸借人(甲)	氏名	[Redacted]	印鑑不要
	住所	[Redacted]	
	電話番号	[Redacted]	
貸借人代理 (甲の代理人)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	●
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル6階	
	電話番号	0486485981	
貸借人(乙)	氏名	金野 桃子	●
	住所	戸田市本町1-21-8-1F	
	電話番号	[Redacted]	
連帯保証人 (丙)	氏名		⊙
	住所		
	電話番号		
	氏名		⊙
	住所		
	電話番号		

■ 特約事項

【契約者変更に関する特約】

1. 借人につき2020年4月1日より [ ] から金野桃子へ名義変更する。
2. 旧借人である [ ] が契約締結時に支払った敷金16,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
3. 旧借人である [ ] が契約締結時に支払った敷金16,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
4. 本借人である [ ] の権利と責任を [ ] が引き継ぐものとする。
5. 本借人である [ ] の権利と責任を [ ] が引き継ぐものとする。
6. 本借人である [ ] の権利と責任を [ ] が引き継ぐものとする。

2021年4月分駐車場代より、16,500円から13,200円へ変更するものとする。

駐車場

整理番号 176-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費      2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費
	9: 資料購入・作成費      10: 交通費

支出年月日	2022年1月5日他	支出額	37,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	来客用駐車賃料(1月・2月・3月分)		
領収書等貼付欄			
③来客用駐車場賃料 2台分(7,000円×2台×3ヶ月=42,000円)			

## 領収書

並木まさとし県政事務所 様

金額 14,000 円

但 1月分 2台分 駐車場代として

2022年1月5日

上記正に領収いたしました

42,000 × 0.9 = 37,800  
政務活動に使用する割合が9/10であるため

整理番号	176-2
------	-------

## 領収書

並木まさとし県政事務所 様

**金額 14,000 円**

但 2月分 2台分 駐車場代として

2022年2月1日

上記正に領収いたしました

## 領収書

並木まさとし県政事務所 様

**金額 14,000 円**

但 3月分 2台分 駐車場代として

2022年3月1日

上記正に領収いたしました

整理番号	143
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	--

支出年月日 令和4年1月12日	支出額 90 円	※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途 来客駐車場 使用料		

**領収書等貼付欄**

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

政務活動に使用する割合が    90 %であるため     $100 \times 0.9 = 90$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



9-1-104

2022年01月12日

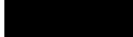
整理No 2170705

# 領 収 書

八子 朋弘 様

金額 100円


上記の金額正に領収いたしました。  
内訳については、下記のとおりとなります。

発行者 : 

品名	単価	数量	金額	備考
来客駐車場使用料	100	1	100	1/12 B 10:30-12:00

印  
紙

みずほ台団地管理組合  
管理組合収納事務受託者  
JS日本総合住生活器

取扱者  


整理番号 4/6

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    7:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	4年1月2日	支出額	1,320 × 0.85 1,122 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	--------	-----	--

使 途	マット代金 (事務所)
-----	-------------

領収書等貼付欄

### 無所属県民会議

**DUSKIN**  
ダスキンの店

納品・領収書

無所属県民会議  
白岡支部 様

No. 188693

ダスキンの店フランチャイズ 〇〇〇〇店  
**ダスキンの店 武州**  
〒349-0217 白岡市小久喜9  
TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

次回お届け予定日 2月8日      発行日 4年 1月 12日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回数	今回残
マット G	1		1,320		

4-382B

印 紙  
5万円以上  
貼 付

お買上げ額

内消費税額

領収額  
1,320 円

上記正に領収致しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



整理番号 3

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1. 調査研究費    2. グループ活動費
	【広報・広報活動費】
	3. 広聴費    4. 要請・陳情等活動費    5. 広報費
	【経常的経費】
	6. 人件費    7. 事務所費    8. 事務費
	9. 資料購入・作成費    10. 交通費

支出年月日 R4年1月4日	支出額 90,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使途 政務活動事務所 賃料 1月分
-------------------

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

### ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
040114	0669	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
3131		
時刻	税込手数料	お取引金額
09.57	¥330*	¥100,000*
お取扱いできない場合	残高	
		***
ご案内	*****	
お振込先は	*****	
	*****	
ご依頼人は	*****	
オカムラ コロコ様		

記帳を要すること  
政務活動事務所  
賃料 1月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所
-------

## 頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日

## 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
礼 金	100,000円	仲介 手数料	110,000円(税込)		
その他の条件	振込手数料は借主負担です				
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで				
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	S	205	
------	---	-----	--

鈴木正人事務所No. 205

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する項目の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費      2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費      7: 事務所費      8: 事務費
	9: 資料購入・作成費      10: 交通費

支出年月日	令和 4 年 1 月 14 日	支出額	13,860 円
			按分率 15,400 円 × 90%

使 途	7 事務所浄化槽清掃 <small>※項目番号</small>
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄

③事務所浄化槽清掃    ⑤ 鈴木正人  
支払先 → 大村商事株式会社

13	
14	
15	
16	
17	
18	04-01-14   送金      *15,400   ATM オムラシヨウシ
19	
20	
21	
22	
23	
24	

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

9

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

〒 353-0002  
志木市中宗岡1-1-2

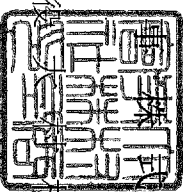
# 請求書

No. 211218

令和 3年 12月 30日

鈴木正人事務所 様

大村商



代表取締役 相

本社 埼玉県志木市下宗岡2-18-20  
TEL 048-472-0328 FAX 048-487-1888  
朝霞支社 埼玉県朝霞市上内間木713-8  
TEL 048-456-0022 FAX 048-456-0020

お振込口座

武蔵野銀行 志木支店 当座預金 NO. 2000597  
三井住友銀行 新座志木支店 当座預金 NO. 4154731  
埼玉りそな銀行 志木支店 普通預金 NO. 0619492

御請求額 ￥ 15,400  
(消費税込)

NO	名称	数量	単価	金額
1	浄化槽清掃業務(全ぼつ気)	一式		14,000
2	消費税			1,400
3				
4				
5				
備考	令和3年12月24日実施			合計 15,400

S-205-2

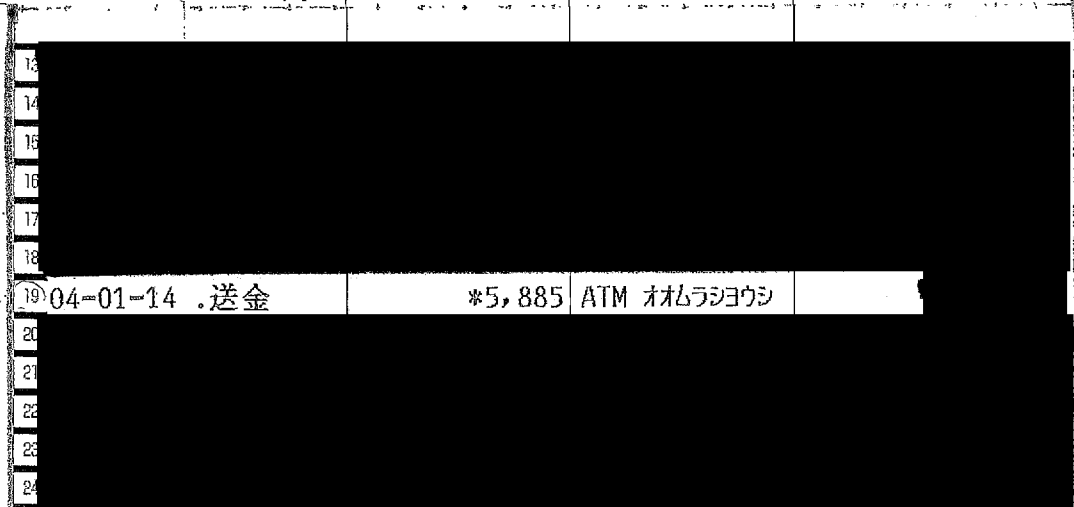
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	--

支出年月日 令和 4 年 1 月 14 日	支出額 5,297 円	按分率 5,885 円 × 90%
-----------------------------	----------------	-------------------

使 途 7 産業廃棄物処理代(12月分) <small>※項目番号</small>	
---	--

領収書等貼付欄    ③ 産業廃棄物処理代    ⑤ 鈴木正人  
 (12月分)  
 支払先 → 大村商事株式会社



○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

9

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。





整理番号	S-207-1
------	---------

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和 4 年 1 月 14 日
支 出 額	67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使 途	事務所賃借代( 2 月分)
支 出 先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名                      鈴木 正 人





D-207-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	株式会社 コスモ
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする
--------------------------

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時中には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>
---

S-2074

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
連帯保証人	氏名		TEL	( )
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	( ) 第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名	[REDACTED]	氏名	㊟
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号       P-208-1      


## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費      <u>7:事務所費</u>      8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費      10:交通費</p>
---	--

支出年月日	令和 <u>4</u> 年 <u>1</u> 月 <u>14</u> 日
支 出 額	<p>9,900 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 11,000円×90%)</p>
使 途	契約駐車場代( <u>2</u> 月分)
支 出 先	(有)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名                      鈴木 正 人
 


駐 車 場 契 約 書

所在地

富士見市水谷東2-32-48-1

名称

富久前 駐車場

車両名

賃料

1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金

金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和3年5月16日より令和4年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約すること出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙の責任において取付けた看板等は本契約を解除するときは撤去し、無償にて明け渡すこと。

特約条項

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和3年5月16日

貸主 (甲) 住所

埼玉県富士見市水谷東3-33-14

氏名

有限会社 恵久土地

代表取締役

市川 功久



電話

借主 (乙) 住所

埼玉県志木市中宗岡1-1-2

氏名

鈴木 正人

電話

048-476-7525

仲介人 住所

氏名

電話

取引主任者 氏名

登録番号

S-208-2

整理番号 **235**

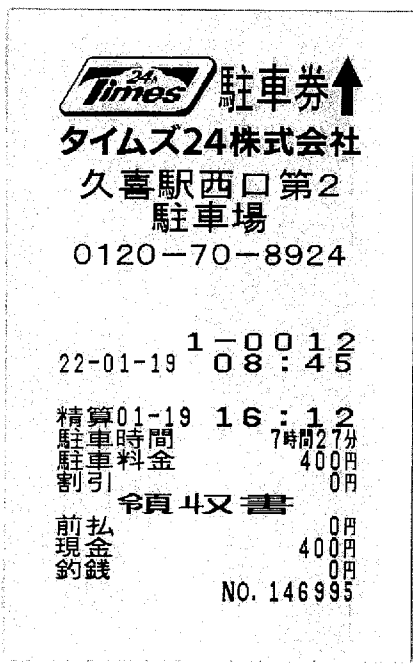
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<b>4</b> 年 <b>1</b> 月 <b>9</b> 日	支出額	<b>360</b> 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	<b>駐車料金(事務所用)</b>
-----	-------------------

領収書等貼付欄



⑤ 無所属県民会議 久喜支部

ないこと。  
 が足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (枝番)を付すこと。)

400 × 0.9 = 360  
 政務活動費に使用可割引合計  
 9/10が割引あり。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



整理番号	232
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費 【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費 9：資料購入・作成費    10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	4年 1月 25日	支出額	27,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	家賃 (2月分)		

領収書等貼付欄

③家賃 (2月)  
 ⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部  
 30,000 × 0.9 = 27,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行 AT2004

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
56503	04-01-25	15:08
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		使 認 証
万 千 千 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人

お依頼人

サイトマケツキ カイムツヨソクケツミンカイ様

電話番号 048-554-1377  
取扱番号 250003

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

## 事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号( 東 )		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( )/瓦葺・スレート葺・ <span style="border: 1px solid black;">亜鉛メッキ鋼板葺</span> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( )/( 2 )階建/全( 2 )戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡ (登記面積	㎡)	
附 属 施 設				

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所
---------

### 頭書(3) 契約期間

令和3年 6月24日 から 令和5年 6月23日まで ( 2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	233
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費    2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費    4：要請・陳情等活動費    5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費    ⑦：事務所費    8：事務費
	9：資料購入・作成費    10：交通費

支出年月日	4年 1月 25日	支出額	9,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (2月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (2月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	ATM番号
0017			**0000
取扱店	お取引日	時刻	
56503	04-01-25	15:09	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(印) 認 証	
万 千 百		円	

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人 2711カキヌマタカツ様

電話番号 048-554-1377    印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 250001

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

## 駐車場使用契約書

賃主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]  
賃主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号	234
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費      2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費
	9: 資料購入・作成費    10: 交通費

支出年月日	4年 1月 25日	支出額	4,500 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (2月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (2月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		*****			
取扱店	お取引日	時刻			
56503	04-01-25	15:10			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥5,000	¥110			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		健 認 証			
(1万円) (5千円) (1千円)		健 認 証			
百 千 百 千 百 千		健 認 証			
お振込明細またはご案内		電 信			
[Redacted]		電 信			
サイタマケツキ カイムソソツ ケツソミンカイ様					
電話番号 048-554-1377		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			
取扱番号 250001					
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →					



※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約  
第1条  
物件」  
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新
------

(契約  
第2条  
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料  
第3条  
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL 048-555-6083
	住所	埼玉県行田市栄町 16-44
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土  
二 土  
三 近  
3 1ヶ

(敷金  
第4条  
2 乙は  
3 甲は  
存在す  
4 前項  
はなら

(禁止  
第5条

てはな  
2 乙は  
3 乙は  
一 駐  
二 駐

宅地建物 取引業者	商号(名称)	㈱TLC 行田中央店	代表者	北川 直樹
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030		
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号		
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(㈱TLC)		

(乙の  
第6条

(契約  
第7条

※印は実印

場合に  
2 前項  
において  
3 乙は  
4 本物  
損害が

整理番号 436

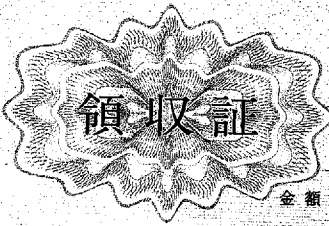
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	4年1月25日	支出額	49,500 × 0.85 42,075 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	電 子 工 事 代 金 ( 官 代 事 務 所 )		

領収書等貼付欄

無所属県民会議



無所属県民会議 課長様 No. \_\_\_\_\_

¥49,500-

但 事務所 内務工事代金61%

平成4年 1月 25 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 ¥45,000-

消費税額等(10%) ¥4,500-

〒349-0222 埼玉県三郷市川口4-9-3

有限会社 インテリアカシマ

TEL 0480-92-4698 FAX 0480-92-4698



整理番号 63

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年1月25日	支出額	900 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所費(事務所廃棄物処理代)		

領収書等貼付欄 無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

### 廃棄物処理手数料領収書

56 事業系(深谷) 様  
No. 38 1130

車番	935
銘柄	10 可燃ごみ
地区	20 深谷市
総重量	1,250 kg
風袋重量	1,200 kg
正味重量	50 kg
単価	10kgあたり 180 円
金額	900 円

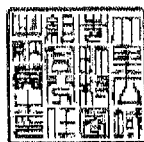
※  
う  
※

上記のとおり領収しました

熱、温度、直射日光に注意して下さい  
領収書は再発行致しません

令和4年01月25日 13:29

大里広域市町村圏組合  
分任出納員  
深谷清掃センター



場合は、別紙を使用すること。  
(すこと。)

「〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
一部記載がない場合は、余白に補記すること。

整理番号 138

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和4年 1月25日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所費・事務所賃借料    2月分 (¥88,000+¥660送料)		

領収書等貼付欄      無所属県民会議

③事務所賃借料.2月分

リテール口座「くらしの通帳」		店番	普通預金口座番号
埼玉りそな銀行		[REDACTED]	
普通預金 (兼総合口座)		[REDACTED] 様	
16	04-01-25	送金	*88,660 [REDACTED]
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

12

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



## ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなど銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

## ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
硬貨のお取り扱い 現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込		平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い  
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。  
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 ・平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。  
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

## 手数料のご案内(消費税等込み)

### 振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて
値火のお振込みも同様に	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円
	コミュニケーション ダイヤル (テレホンバンキング)	無料		220円
	自動 資産 ポレター			440円
ATM	個人 カード(※1)	無料	110円	440円
	法人・個人 事業主(※4)	110円	220円	440円
	現金 すべての お客さま	330円	330円	660円
	戻り(※2)		550円	880円
	自動送金サービス	220円	330円	660円
	法人・個人事業主向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD	無料	330円	660円
	振込・送金相戻手数料	880円(※3)		

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いいたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金相戻手数料とは別に振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 **埼玉りそな銀行**  
RESONA

2019年10月1日現在

# 貸室賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、次の条項に基づき貸室賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、甲の所有する埼玉県朝霞市本町二丁目1番1号 野口ビル101号室66㎡(約20坪)を乙の事務所として、次条以下に定める条件により乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第2条 この賃貸借契約の期間は、令和元年10月1日から令和4年4月30日までの3年7ヶ月間とする。(消費税改正時期にあわせ、これまで据え置いてきた家賃を見直し改正するもの)

第3条 本物件の賃料は、88,000円也(消費税を含む)と定め、毎月末に翌月分を支払うものとする。

第4条 契約期間中といえども甲の都合より本物件の明け渡しを求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第5条 乙は、自らの費用と負担にて設置したものについては、明け渡しの際自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙が甲の承認を得ないで次の行為をした場合、甲は本契約を解除することができる。契約が解除となった場合、乙は意義なく明け渡すこととする。

1. 本物件を第1条に定める目的以外に使用した場合。
2. 本物件を他に転貸し、もしくは第三者に占有させた場合。
3. 危険・不潔・騒音等管理上有害又は近隣の迷惑となる行為をした場合。

以上前三項に違背したときは、甲は乙に何らの通知・催告を要さないで本契約を解除できる。

第7条 本契約に定めない事項及び双方に疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

本日、契約の証として契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和元年9月1日

貸主(甲)

住所

野口ビル

氏名

朝霞市本町2-1-1

借主(乙)

住所

朝霞市田島2-15-91

氏名

醍醐 清